

『速旅 海賊船・ロープウェイ乗り放題パス付ドライブプラン』 利用規約
〈発着エリア付き周遊エリア乗り放題コース〉

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と別表1に定める箱根観光船株式会社及び箱根ロープウェイ株式会社が発行する海賊船・ロープウェイ乗り放題パス（以下「乗り放題パス」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び箱根観光船株式会社並びに箱根ロープウェイ株式会社が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2021年10月1日（金）から2021年12月26日（日）までの期間とします。この期間のうちお申込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間（コース毎に別表2に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申込みの場合には、お申込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じです。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、乗り放題パスは利用可能期間のうちあらかじめ指定した日（以下「施設利用日」といいます。）にお引換えいただけます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申込みはできません。

- 一 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせします。）
- 二 箱根観光船株式会社及び箱根ロープウェイ株式会社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせします。）

- 2 往路通行（第9条第1項第一号に定める「往路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア（第9条第1項第一号に定める「周遊エリア」をいいます。）内のインターチェンジから流出した日時をもって行い、復路通行（第9条第1項第三号に定める「復路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア内のインターチェンジから流入した日時をもって行います。

（申込方法等）

- 第6条 本プランへのお申込みは、当社公式WEBサイトから、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用可能期間中における最初の出口インターチェンジを通過する時までに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。
- 2 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、前項により会員登録を行い本プランへの申し込みを行った者（以下「申込者」といいます。）が会員登録時に登録したメールアドレスに、受付番号、プラン名、利用日等の申込情報を記載した申込確認書（以下「申込確認書」といいます。）をメールにて通知するとともに、「速旅」会員専用「マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）」（以下「会員マイページ」といいます。）上で申込確認書を確認できる状態とします。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信または会員マイページで申込確認書を確認できる状態をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 3 申込者は、前項のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合、会員マイページから申込確認書を確認するものとします。
- 4 乗り放題パスの料金は、当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。
- 5 当社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。
- 6 申込確認書は、施設利用日に別表1に定める引換施設にて、インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面上で提示し、係員の指示に従ってください。
- 7 第16条第1項、同第2項第一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。
- 8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一のお申込みはできません。同一のお申込みを行った場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 9 申込確認書の通知をもって、お申込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申込みいただけません。

（受付内容の変更）

- 第7条 前条第2項に定める申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。
- 2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで会員マイページから変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。
- 3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効です。

（乗り放題パスの引換及び利用方法）

第8条 お申込み時に登録した施設利用日に、別表1に定める引換施設のいずれかにお立ち寄りのうえ、スマートフォン・タブレット画面に表示した申込確認書をスタッフにご提示ください。続いてスタッフの指示に従って引換番号を入力し、画面認証を行ってください。スタッフが画面認証を確認したのち、乗り放題パスを提供いたします。

- 2 本プランのご利用には、スマートフォン・タブレットでの画面認証が必要となります。申込確認書のご提示のみでは、乗り放題パスを提供することはできません。
- 3 施設利用日の変更を希望される場合（ただし利用可能期間内の日に限ります）は、その旨を引換施設のスタッフに申し出た上で、スタッフの案内に従ってください。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

- 一 発着エリア（別表3に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表4に定める区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（ただし、高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。
 - 二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。
 - 三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（ただし、高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。
- 2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。
- 3 往路通行又は復路通行において、高速道路の通行止めによりやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、発着エリア内で一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。
- 一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリア内で一旦流出後、再度同じ発着エリア内から再流入しない場合は、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。
 - 二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとし、利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用可能期間を経過した場合は、高速定額利用が終了したものとし、利用を終了したものとし、利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所では、一般レーンの料金所係員にお申込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICをご利用の場合は「インターホン」によりお申出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金と乗り放題パスの料金を分けて請求いたします。なお、乗り放題パスの料金にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際の施設利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器やETC車載器の料金表示等のほか、一時的に「ETC利用照会サービス」等の料金表示等も通常料金で表示されますので、あらかじめご了承ください。また、高速定額利用の対象とならないご通行がある場合は、別途当該通行に係る通常料金を請求いたします。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社またはETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で

計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

(他の割引との適用関係)

- 第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。
- 2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）は、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
- 3 お申込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合は、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
- 4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

(高速定額利用の適用対象外及び無効)

- 第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。
- 一 申し込み時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき
 - 二 申し込み時に登録した車種以外の車種で通行したとき
 - 三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき
 - 四 復路通行において、利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき
 - 五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で流出及び再流入を行った場合の通行を除く）をしたとき
 - 六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路で通行したとき
 - 七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行
 - 八 周遊通行において、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行
- 2 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされていないETC車載器が取り付けられた車両で通行したとき
 - 二 申し込み時に登録したETCカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除く）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき
- 3 本プランの申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること
 - 二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
 - 三 申し込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること

（乗り放題パスの引換の拒否）

第15条 次の各号の一に該当するときは、乗り放題パスの引換をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 スマートフォン又はタブレット端末の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等により申込確認書の確認及び第8条第1項に定める画面認証ができないとき
- 三 前号の他、第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末を用いた画面認証による方法以外で乗り放題パスの引換を受けようとしたとき
- 四 第8条第1項に定めるスマートフォン・タブレット画面を提示した際に、引換完了経過時間が30分を経過したとき
- 五 すでに引換を行っているとき
- 六 利用可能期間以外の日に引換を受けようとしたとき（ただし当社が承諾した場合を除きます）
- 七 第16条第1項に定める解約を行ったとき（なお引換をした場合は、乗り放題パスの料金を請求します）

（解約等）

第16条 本プランの申込者は、利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、会員マイページから本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用もしくは乗り放題パスのいずれか一方のみを解約することはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。

一 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定める乗り放題パスの引換を行わなかった場合は、高速定額利用及び乗り放題パスのいずれの申し込みとも遡って解約がされたものとします。

二 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定める乗り放題パスの引換を行った場合は、高速定額利用の申し込みのみ遡って解約がされたものとします。

3 往路通行を行った場合は、第8条に定める乗り放題パス引換の有無にかかわらず、乗り放題パス料金の払戻しはいたしません（当社又は箱根観光船株式会社及び箱根ロープウェイ株式会社の責による場合を除きます。）。ただし、乗り放題パスの引換を行わず、かつ当社公式WEBサイト上の問合せフォーム又は電話にて当社お客さまセンターへその旨の申し出をいただいた場合に限り、申込者の指定する住所（ただし日本国内に限ります）に箱根観光船株式会社から乗り放題パスの優待券（以下「優待券」といいます。）を配送いたします。この場合の配送費用は、申込者のご負担となります。また、申し出の有効期間は本プランの申込時に登録した施設利用日から2か月間とし、配送する優待券の有効期間は発送日から6か月後の月末日までとします。優待券の利用方法は、箱根観光船株式会社及び箱根ロープウェイ株式会社が定める約款、規約等にてご確認ください。

4 往路通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はありません。通行した区間の通行料金と乗り放題パス料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

（個人情報の保護及び取扱い）

第17条 申込者が本プランのお申込み時に登録した個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

2 当社は、第 8 条に定める乗り放題パスの引換の手続きに必要な範囲内で、箱根観光船株式会社及び箱根ロープウェイ株式会社に対し、第 6 条第 2 項に定める申込情報を提供します。なお、申込者より第 1 6 条第 3 項に定める優待券の配送の依頼があった場合、配送手続きに必要な範囲内で、箱根観光船株式会社に対し、申込者の住所、電話番号を追加で提供します。

(免責事項)

- 第 1 8 条 当社は、次の各号に掲げるときには、申込者が受けた被害について一切責任を負いません。
- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
 - 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、申込者の個人情報漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
 - 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
 - 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

(規約の変更)

- 第 1 9 条 当社は、本規約を変更することがあります。
- 2 当社は、前項の変更を行った場合は、当社公式WEBサイトへの掲示等により、その内容を周知します。
 - 3 当社は、第 1 項の変更によって、申込者が被った損害については一切責任を負いません。

別表 1：乗り放題パスの商品内容

別表 1-1：乗り放題パスの概要

商品名	利用可能 期間	料金	特典
箱根海賊船・ロープウェイ 乗り放題パス (おとな 2 名)	1 日間	8,000 円	箱根観光船・箱根ロープウェイ オリジナルグッズセットを引換時にご提供
	2 日間	9,000 円	

別表 1-2：乗り放題パスの引換施設

引換施設名	住所
海賊船 箱根町港	神奈川県足柄下郡箱根町箱根 161
海賊船 元箱根港	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根 6-40
海賊船 桃源台港	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根 164
ロープウェイ 早雲山駅	神奈川県足柄下郡箱根町強羅 1300
ロープウェイ 大涌谷駅	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1251
ロープウェイ 姥子駅	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1244
ロープウェイ 桃源台駅	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根 164

別表 2：料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	乗り放題 パス 利用可能 期間
【乗り放題パス】 1 日間・おとな 2 名 ＋ 【高速道路周遊パス】 【①-A】 中京圏発着＝静岡・神奈 川・東京周遊エリア 【3 日間】	①	A	<u>18,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 10,200 円 [乗り放題パス] 8,000 円	<u>16,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 8,100 円 [乗り放題パス] 8,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日か ら連続する 最大 3 日間	左記の 高速定額 利用可能 期間のうち 1 日
【乗り放題パス】 2 日間・おとな 2 名 ＋ 【高速道路周遊パス】 【①-A】 中京圏発着＝静岡・神奈 川・東京周遊エリア 【3 日間】			<u>19,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 10,200 円 [乗り放題パス] 9,000 円	<u>17,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 8,100 円 [乗り放題パス] 9,000 円		左記の 高速定額 利用可能 期間のうち 連続する 2 日間
【乗り放題パス】 1 日間・おとな 2 名 ＋ 【高速道路周遊パス】 【②-B】 首都圏発着＝伊豆・箱根 周遊エリア 【2 日間】	②	B	<u>11,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,100 円 [乗り放題パス] 8,000 円	<u>10,400 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,400 円 [乗り放題パス] 8,000 円	お客さまが 指定する 利用開始日か ら連続する 最大 2 日間	左記の 高速定額 利用可能 期間のうち 1 日
【乗り放題パス】 2 日間・おとな 2 名 ＋ 【高速道路周遊パス】 【②-B】 首都圏発着＝伊豆・箱根 周遊エリア 【2 日間】			<u>12,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,100 円 [乗り放題パス] 9,000 円	<u>11,400 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,400 円 [乗り放題パス] 9,000 円		左記の 高速定額 利用可能 期間と同じ

別表 3：高速定額利用（発着エリア）

記号	対象路線	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	豊川 IC、音羽蒲郡 IC、岡崎 IC、豊田上郷スマート IC、豊田 IC、東名三好 IC、長久手 IC(※1)、名古屋 IC(※2)、守山スマート IC、春日井 IC、小牧 IC(※3)
	新東名高速道路	新城 IC、岡崎東 IC
	伊勢湾岸自動車道	豊田東 IC、豊田南 IC、豊明 IC、名古屋南 JCT(※4)、大府 IC、東海 IC/JCT(※3)
	名神高速道路	小牧 IC(※3)、一宮 IC(※3)
	中央自動車道	小牧東 IC、多治見 IC、土岐 IC
	東海環状自動車道	豊田松平 IC、鞍ヶ池スマート IC、豊田勘八 IC、豊田藤岡 IC、せと赤津 IC、せと品野 IC、土岐南多治見 IC、五斗蒔スマート IC、可児御嵩 IC、美濃加茂 IC、富加関 IC
②	東名高速道路	東京 IC(※5)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※5)
	中央自動車道	高井戸 IC(※5)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC

※1 名古屋瀬戸道路の長久手 IC から連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋瀬戸道路の通行料金が必要です(復路も同様)。

※2 名古屋 IC では、名二環からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環の通行料金が必要です(復路も同様)。

※3 小牧 IC、東海 IC/JCT 及び一宮 IC では、名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋高速道路の通行料金が必要です(復路も同様)。

※4 名古屋南 JCT では、名二環又は名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環又は名古屋高速道路の通行料金が必要です(復路も同様)。なお、名古屋南 IC はご利用になれません。

※5 東京 IC と高井戸 IC、横浜青葉 IC/JCT は首都高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路の料金が必要です。

別表 4：高速定額利用（周遊エリア）

番号	対象区間
A	・ 東名高速道路(東京 IC～掛川 IC) ・ 新東名高速道路 (海老名南 JCT～秦野 IC(仮称)(※1)、新御殿場 IC～森掛川 IC、清水 JCT～新清水 JCT) ・ 中央自動車道(高井戸 IC～河口湖 IC、大月 JCT～勝沼 IC) ・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT) ・ 中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC) ・ 小田原厚木道路(全線) ・ 西湘バイパス(全線) ・ 新湘南バイパス(全線) ・ 東富士五湖道路(全線)
B	・ 東名高速道路(横浜町田 IC～愛鷹スマート IC) ・ 新東名高速道路(海老名南 JCT～秦野 IC(仮称)(※1)、新御殿場 IC～駿河湾沼津スマート IC) ・ 中央自動車道(八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～笛吹八代スマート IC) ・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT) ・ 小田原厚木道路(全線) ・ 西湘バイパス(全線) ・ 新湘南バイパス(全線) ・ 東富士五湖道路(全線)

※1 伊勢原大山 IC～秦野 IC(仮称)間は、開通後からご利用いただけます。